

〈論文〉

「上海無国籍避難民指定居住区」の設置過程  
——實吉敏郎・海軍大佐の未発表文書をもとに——

菅野賢治

はじめに

本稿は、本学会誌第9号、第10号に掲載した拙稿（菅野2018、菅野2019）の続編である。これまでの論旨は、アメリカのマーヴィン・トケイヤー、メアリー・シュオートによる共著『河豚計画』（1979年）以来、歴史ジャーナリズムの分野のみならず、いつしか一部の学术界においても定説とされてしまったように、1942（昭和17）年の夏、日本軍政下の上海にSS将校ヨーゼフ・マイジンガーの肝いりによるユダヤ絶滅計画が存在し、それを日本総領事館員の柴田貢という人物がみずからの職位を投げ打ってまで阻止したというエピソードの史実性如何を検証することにあつた。すでに第9号掲載論文の段階で、やはり、その種の記述はフィクションの域を出ないとの結論に達していたが、その後、ある決定的な一次資料の発見をつうじてその結論を裏打ちすることができ、続く第10号掲載論文のなかでは、1942年夏、日本の軍政当局と上海のユダヤ居留民の代表者たちのあいだに持ち上がった騒動の実相を、かなりの程度、明らかにすることができた。その新たに発見された決定的一次資料が、1942年4月～

翌43年6月、前任の犬塚惟重・海軍大佐のあとをうけて上海・海軍武官府特別調査部の部長をつとめ、現地のユダヤ難民用の指定居住区の設置に向けて陣頭指揮をとった實吉敏郎・海軍大佐が、関連業務の委細を、日々、克明に記した日誌、書簡、ノートなどであることも先行論文のなかで詳述したとおりである。

本稿においては、上海ユダヤ居留民の絶滅計画なるもののフィクション性の確認に立ち、この實吉文書を十全に活用しながら、1943年2月、「上海無国籍避難民指定居住区」（通称「上海ゲッター」）の設置にいたる過程の解明に努める。この作業をつうじて、当時、上海のユダヤ居留民たちからナチスの差し金による絶滅計画への予備段階ではないかと疑われ、恐れられた指定居住区への移動措置が、実のところ、ドイツからの教唆、指示、介入などはまったく無縁のところでは発せられたものであることが、再々度、確認されるであろう。そして、以後の中心課題は、太平洋戦争開戦後の上海において、アメリカ、イギリス、オランダなどに籍をもつ、いわゆる「敵性外国人」で、おおよそ1943年の年初までに、順次、上海郊外に設けられた収容キャンプに拘束されていった人々と、ソ連（旧ロシア帝国含む）、フランスなど非交戦国の出身者で、フランス租界内では原則として自由の身であり、フランス租界の外で居住登録を義務付けられた人々とのあいだで、第三のカテゴリー、すなわち1942年1月1日、ヒトラー政権によりドイツ国籍を無効とされた、ドイツ、ならびにポーランド、チェコなどドイツ占領地区出身の「ユダヤ人」の処遇をいかに釣り合わせるべきか、かなり腐心した形跡が見られる日本軍政当局の施策に、實吉とその二人の部下、久保田勤、関屋正彦がいかに関わったのか、つぶさに検討することに絞られてくる。

手順としては、實吉が上海に着任した42年4月から指定居住区の設置が公布される翌43年の2月までの10か月間、その準備作業が上海の日本当局の各部署間の軋轢や主導権争いも相まって決して一筋縄ではいかなかったことを見るため、いくつかの時期に分けて検討していく必要がある。筆者が、實吉の業務日誌ならびに書簡の記述と、当時の東条政権による大東亜省設置の経緯を睨みながら流れを把握した限りにお

いて、おおまかに――

1. 1942年4月～6月 實吉による予備調査
2. 同6月～7月 實吉の東京出張
3. 同7月～10月中旬 久保田勤の主導による居住区設置案策定
4. 同10月中旬～12月初旬 大東亜省発足にともなう混乱と足踏み
5. 同12月初旬～1943年2月 ふたたび久保田主導の設置案にもとづく計画実現

以上五つの時期に分けるのが適切であると思われる。

### 實吉大佐のユダヤ居住区視察

第一の時期、42年4月から6月にかけては、前任の犬塚惟重のあとをうけて、海軍武官府特別調査部長を拝命した實吉敏郎が、犬塚時代からの特別調査部員たちとは一定の距離を保ちながら、みずからの目で現場のユダヤ居留民たちの状況視察に徹した時期である。

昨日打ち合わせ置いたのだが九時頃自動車でホテルを出で佐伯君の処をさそい近くに居る赤塚君（武川氏の同役）も乗せ猶太人の沢山居る地区と白系露人の居る所を見てまわる。猶太人は安逸から追はれ行く処が無く上海にやつて来たのだが避難民が二万ばかり居て之が楊樹浦と云ふ方面に居る。もう二年ばかりになるが小ギレイに色々な小さな店を開いて居る。しかし失業者がうんと居て悲惨な生活をして居るものが多い 華徳路と云ふ処にある猶太人難民収容所（外にも四ツばかりあるが）に行つて見る

キタナイ煉瓦塀で囲まれた処だ。案内も乞はずに入つて見る ウス汚い猶太人が一杯居る。一人の猶太人が吾々を事ム所に案内する。支配人が愛想よく中を案内する。初めパンを配給して居る所に行く 色々な格好のが五、六十人列を作つて

〈論文〉「上海無国籍避難民指定居住区」の設置過程（菅野）

待つて居る（バナナシデパンを三度共食べて居る由）無料で配給されるのだが配求「ママ」を受けた者は花園を作つたり道を修したり色々な労働をして居てもう中々気持よくして居る。石炭の積場に側で残炭でダンゴを作つて居るものが十五六人居た。案内者は此中に医師や技師なども居ると云つて居たが皆ルンペンの様な恰好である。

病院もある 二階建の中々大きなもの一室に沢山ベッドが入れてありショースイして寝て居る 二階は手術室や婦人室だ。産院もある 生れたばかりの赤坊が小サナ寝台に寝せてある。ある建物の一室に礼拝所がある ラビが小供を教へて居た 室の一方はカーテンがしてあり其の後に祭壇がある。木工室、鍛冶室もあり中々組織的にやつて居る。

皆此処から追はれてはたまらないので日本人には非常に丁寧だ。そこを出て又他の收容所も見る 此処は女学校の跡で花壇や木の間にシャレた洋館が処々に建つて居てそこに收容されて居る バラなど方々に咲いて居たり、広場でフットボールなどをやつて居るものもあり少しは増した。（妻・英子宛書簡、1942年5月3日）

戦時期上海のユダヤ難民の暮らしぶりについては、これまでも石上玄一郎『彷徨えるユダヤ人』（1974年）をはじめ、日本語による描写も決して皆無ではなかったが、難民收容施設の内部にまで深く足を踏み入れて書き記した日本語の記録は他に例を見ない。

5月13日、實吉は、ニューヨークに本部をおく「アメリカ・ユダヤ合同分配委員会」（通称「ジョイント」、以下JDCと記す）の上海現地職員ローラ・マーゴリス、マヌエル・シーゲルと面会し、ともにユダヤ難民の收容施設二か所の視察を行った。

〇九〇〇 パレスホテル発。J.A.実行委員マルゴリス嬢、ジーゲル氏 及 井上

君同乗 武官府に立ち寄り 白井中佐を乗せ 同中佐を案内し ワードロード  
猶太人収容所其の他二ヶ所の収容所を視察 正午 武官府に帰る。(業務日誌、  
1942年5月13日)

實吉は、この時の模様を写真に収めており、それが實吉の遺族のもとに保管されて  
いたが、これ自体、日本人がユダヤ難民たちの姿を写し取り、上海から持ち帰り得た  
ものとして、他に例を見ない凶像資料である。

その後も、實吉は、幾度もマーゴリスと面会を重ね、食料問題をはじめさまざまな  
懸案の解決に努めた。一方のマーゴリスが、戦後、史家ディヴィッド・克蘭ズラー  
のインタビューに答え、「實吉大佐はあまりユダヤ人や難民の問題に関心か<sup>な</sup>かった」  
(Kranzler 1976: 464) と回想し、1943年の年初、彼女自身、「敵性外国人」収容所に



写真右より、井上謙治(茶谷商店上海支店勤務、海軍武官府嘱託)、JDC現地職員マヌエル・  
シーゲル、同ローラ・マーゴリス、白井中佐(海軍軍令部第三課七部) 裏面に「13 May, 1942  
Jewish Refugees' Camp S'hai」と記載(写真提供: 山本篤子、二宮道世)

〈論文〉「上海無国籍避難民指定居住区」の設置過程（菅野）

身柄を移されるまでの八か月にわたる實吉との協働関係について言及を控えた、その理由がむしろ不可解なほどである。

5月28日、實吉は難民委員会の本部を訪れ、とくに教育体制と葬儀施設の行き届いた様子に感心した旨、東京の妻に書き送っている。

ペルリツと云ふ独系猶太人に案させ避難民委員会の本部を見る。建物はキタナイがよく組織的にやつて居る 所長以下総出でもてなす。次でナーザリーと云ふ幼稚園を見る これも猶太人三才一五才迄の小供六、七十人毎日午前八時から夕方六時迄預る所で女の先生五、六人で世話をして居る 庭も家も小ざれいにして居る 小供は丸で西洋人形が動き出したと云ふ具合で全く可愛らしい 皆ニコ [繰り返し記号] してこちらに握手しようと大きわざをした。遊戯、唱歌などやつて見せる 皆ワルビレずよくやつて居る ジューと云つても独逸人の様なもの 皆ドイツ語だ 顔も多くはジューラシくない

それから英国系ジューの金持の寄付で出来たと云ふジューの小学校を見る 校長はキビ [繰り返し記号] した四十位の女で教室を片ばしから見せる 敷地も広く校舎も気がきいて居る。

此処も独逸から来た避難民の小供に授業する学校なのだが皆英語でやつて居る 英詩の暗誦して居る所。物理、歴史、数学等々皆見た。六才一十五才位の小供を沢山の組に分けて居る。男女共学。タッタ二年英語を習つたと云ふのに全くペラ [繰り返し記号] で又算術などもイキ [繰り返し記号] と答へ 馬鹿に頭がいゝらしい。先生が質問すると皆争つて手を挙げそれを振りまわして当てゝ貰をうとする様は日本の小学校と同じだ それから此処にも幼稚園がある 舞台があつてそこで芝居の様なことをやらせて居た。唱歌もうたつた。男の先生がピヤノをヒイテ大がゝりなものだ。

それから郊外の猶太人墓地と云ふのに行つて見た。猶太人は土葬しかしない

由、祭場があり其の別室に死体を洗ふ処がある ユダヤ人は埋ソーの前に身体を洗ふ習慣の由、ブリッキ？で張つた洗ふ台があつた。それから猶太人は死ぬと一サイ平等で葬式、墓、其の他貧富の区別が無い由。

ト二角猶太人の組織的で計画的に物事をやり其の頭のいゝ事は恐るべきものがある。(妻・英子宛書簡、1942年5月28日)

このように上海に赴任して一か月のあいだ、實吉は、みずからの責任に委ねられた人々のもとを積極的に訪ね回るのであったが、妻に宛てた書簡のなかには、以後、いかなる方針のもとで任務を遂行していけばよいのか、途方に暮れた表現も散見する。

猶太に対し未だしつかりした方針が全体としてない あまり同情するのも今の処出来ない。それで人の件も未だ考へ中。但し白井君には人は二人ばかり頼んである。(妻・英子宛書簡、1942年6月1日)

これまでの経緯を振り返ってみるならば、太平洋戦争開戦前まで、前任の犬塚惟重の指揮のもと、いわゆる「ユダヤ利用論」が施策の中心を占めていた(菅野 2020)。つまり、上海にユダヤ系の資本と技術者集団を誘致し、中国大陆における戦時日本経済の活性材料にするのと同時に、国際世論に対しては日本がユダヤ難民を撥ねつけずに受け入れているという姿勢を示すことによって好感をひきつけ、アメリカにおける対日強硬論の懐柔をも狙う両面作戦である。しかし1941年12月、太平洋戦争開戦により、これがすべて水泡に帰す。そのあとをうけて上海のユダヤ居留民の処遇を扱う部署の長に抜擢された實吉の目には、犬塚離任後の海軍武官府をはじめ上海の日本当局には、ユダヤ居留民対策について、既定方針らしきものが不在と映じたようだ。

それでも、上海に赴任して一か月半ほどを経た6月上旬、すでに顔なじみとなった現地ユダヤ団体の代表者たちから、自分たちの処遇について日本軍政当局の基本方針

## 〈論文〉「上海無国籍避難民指定居住区」の設置過程（菅野）

を問われることが続いたのであろう。6月8日、實吉は、武官府の事務所にユダヤ難民救済組織の代表十名ほどを集め、あらかじめ用意しておいた英語の「宣言書」を読み上げている。

8th. June 1942. Memo     Capt. Saneyoshi.

1. We are endeavouring to deal with the Jewish people on the basis that we think fair.
2. You must understand that the peoples whom we have to deal with are not only the Jewish people or other European nationals who came over here but innumerable number of famine-stricken Chinese people who are the native of the land.
3. You must understand that we are unable to be especially partial with the Jewish people.
4. As our final aim is the Establishment of the new order of the greater East Asia, we have to warn you that we have to deal in decided manner with any conducts that are against the prosecution of this aim, but of course we welcome those who understand our aim and co-operate with us. (業務日誌の頁間に挟まれていたタイプ版のメモ)

全体として、大東亜共栄圏の目的達成に協力する者は歓迎し、そうでない者には決然とした姿勢で臨むという大きな原則論に留まっており、この時点では實吉自身、これ以上の具体的な見通しは立っていなかった、というのが実情ではなかったか。

### 指定居住区の設置に向けて

上に第二の時期として分類した6月20日～7月3日、實吉の東京出張と、その結果、二名の囑託として久保田勤と関屋正彦の採用にいたった経緯については、本誌第10号の拙稿で詳述したため、ここでは繰り返さない。

続く第三の時期、7月末～10月半ばは、新しく調査部囑託として東京から着任した久保田勤が、實吉の意を体して、指定居住区の設置案に積極的に動く時期であるが、



それに先立つ7月3日、羽田から空路、上海に舞い戻った實吉が、さっそく案の策定に着手している点が注目される。

7月8日 猶太人対策起案

7月10日 后 領事館 猶太連絡委員会に出席

7月16日 二一〇〇頃より滙山路方面猶太人支那人の下層方面視察

7月19日 久保田囑託上海着

7月22日 一三〇〇 久保田氏 小林氏を伴ひ 楊樹浦方面視察

8月1日 一〇三〇領事館猶太人対策連絡委員会 秘密漏洩に対する警戒 猶太人移動問題

8月4日 午後両囑託同道 滙山路工部局警察に至り 署長安田氏に会ひ 両囑託を紹介し 現地事情を聴取す

8月6日 上海猶太人対策実行案草案 (久保田氏) 出来る

8月11日 〇九〇〇 特調三名 領事館中川領事以下三名 工部局齊藤氏 興亜院本野氏、陸軍渉外二名 海軍自動車二台 陸軍一台に分乗 楊樹浦クリーク以東視察、ワードロードキャンプ 及 学校視察

8月28日 在滬猶太人地域選定案 久保田囑託 作製

(業務日誌より抜粋)

このように實吉が、7月8日、「猶太人対策起案」と日誌に記し、16日、「滙山路方面猶太人支那人の下層方面視察」を経た上で、19日、久保田の上海着任という経緯をたどっているのだ。残念ながら、その背後の具体的な経緯を日誌や書簡の文面から読み取ることにはできないが、すでに7月上旬には、近々、上海のユダヤ居留民をいづこか一か所に集めて住ませるという方針が内定しており、その候補地としては、やはり、既存のユダヤ難民収容施設が集中している滙山路方面、楊樹浦一帯がふさわしい、

### 〈論文〉「上海無国籍避難民指定居住区」の設置過程（菅野）

との見通しが立てられていたことが察せられる。こうした方針が採択された旨、日本総領事館内部で聞きつけた柴田貢、その他の日本人が、それを近いユダヤ人の友人に内々の警告として伝えた結果、7月末、先号掲載の拙稿で分析したとおり、ドイツ・ユダヤ人ローベルト・ペリツラによる抗議書の提出という事態にいたった、と考えれば、時期的にも符合する。

かくして8月1日、ユダヤ人代表数名が憲兵隊によって逮捕、拘禁されるという事件（菅野2019：13-15, 23-27）のさなか、實吉は、「猶太人移動問題」と日誌に書き付け、同4日、新たに到着した二人目の囑託、関屋正彦も伴って滙山路工部局警察に挨拶に出向いた。8月6日には、いまだ上海に着任して二週間しか経ていない久保田による「上海猶太人対策実行案草案」が出来上がったとの記述が見られ、さらに五日後の11日、領事館、工部局、興亜院、陸軍、海軍、以上五つの関係機関の要人を連れて楊樹浦の視察を行っている。その目的は、久保田が策定した「実行案草案」の主旨を現地に赴いて説明し、関係者らの理解を求めることであつたに違いない。この「実行案草案」自体は文書として発見されていないが、その後、基本的な部分で変更、再考を余儀なくされた様子もとくに見られないため、この「草案」が、翌43年2月に設置されることとなる指定居住区の在り方を、大方、青写真として描き出すものであつたと推察される。

関根真保が確認した限りにおいて、日本の外交文書の中ではじめて「ユダヤ人居住地区」の設置に言及がなされたのは、1942年11月18日、上海総領事、矢野征記が大東亜大臣、青木一男に宛てた電文である。

上海地区ニ於ケル猶太人対策ニ関シテハ先般来関係機関係官ヨリ成ル委員会ヲ組織シ具体策ニ付研究中ナリシカ去ル九月末一案ヲ得 [中略] 大東亜省ニ於テ之ニ任シ陸海軍ハ必要ナル協力ヲ与フルコトニ決定ヲ見タリ尚実行計画ノ大要左

ノ通

(一) 楊樹浦地域ニ猶太地区ヲ設ケ市内各所ニ散在スル猶太人ヲ一括居住セシム〔後略〕(関根2010:83-84に引用、傍点は菅野による)

ここで「去る九月末一案を得」とされていることから、もっとも早くて同年九月に設置案が固まった、と考えられたわけだが、實吉文書からは、それより二か月早い7月に「対策案」が起こされ、翌8月初旬には、到着間もない久保田により、「実行案草案」がすでにまとめられていたことがわかる。このように實吉が東京出張から上海に戻った早々に行動を起こしていることから、先立つ6月、東京の海軍省本省にて、居住区設置の指針がなんらかの仕方確認されたのではないかと推察されるが、この経緯を紐解く海軍省の古記録などはいまだ発見されていない。

その後、10月までの業務日誌からは、とくに久保田が中心となって「実行案草案」の肉付けが行われ、具体的な地区の選定や、ユダヤ住民の移動にともなって予想される問題点などの洗い出しを行った形跡が読み取れる。日付は定かでないが、内容から推して1942年9月頃にかかれたとおぼしき實吉のリング・ファイルのあるページには、実施に向けての課題が以下のように箇条書きされている。

猶人ノ1隔離ノ程度ノ2移動 地イキ 広サ 入レル猶太人ノ数ノ3同上内ノ  
日支人ノシマツノ4家屋ノ5布告ノ方式

○緊急措置ノ○営業ノ制限ノ○ブローカーノ禁止制ゲン

(リング・ファイル、1942年9月頃、「/」は原文で改行がなされていることを示す)

## 陸軍からの掣肘

よって、仮にこのまま「実行案草案」が順調に実行に移されていたならば、無国籍

〈論文〉「上海無国籍避難民指定居住区」の設置過程（菅野）

避難民指定居住区は、1942年の年内にも設置に漕ぎつけていたかもしれない。しかし、10月中旬、この海軍武官府特別調査部主導による「実行案」の推進に、陸軍より待ったの指示が下った。

10月12日 午後 司令部に至り福地参謀に面会 猶太人対策案の促進をなす。陸軍にて別の案あり 待つて貰ひたいとの事。

10月19日 司令部に至り 出来せる地図を福地少佐に渡し 対策問題の成行きにつき訊す。本日午後 同少佐陸軍方面に至り 其の意向を聞く由。

10月20日 猶太人対策実行問題 昨日陸軍側に至り 其の意向を訊すと云ひたる福地参謀 本日 参謀長に随同東京に向け発ために其の結果を知るを得ず

10月27日 所轄長会報 福地参謀(過般中央に出発)本省にては当部案に合意。海軍にて実行する事になる様子なり 尚 陸軍と此件につき交渉す。

11月2日 一〇〇〇 所轄長会報 猶太人対策実行案、当方案通り実施の事に決定 所要人員等に関する計画を頼まる。(業務日誌より)

「陸軍にて別の案あり」とあるが、この時、陸軍が一体どのような案を持っていたのか、また、どのような指令系統からこの意向が伝わってきたのかなど、資料からは必ずしも判然としない。

陸軍から出された、この待機の指示を實吉に伝えた「福地参謀」とは、同年1942年の6月、支那方面艦隊参謀として上海に赴任したばかりの福地誠夫・海軍少佐(当時)である<sup>1</sup>。その福地が、参謀長、田結穰・海軍中将に同行して東京の海軍省に出張したついでに確認したところ、海軍本省も實吉の「実行案」に合意していることが確かめ

---

<sup>1</sup> 福地には、『回想の海軍ひとすじ物語』(光人社、1985年)という著書があるが、上海時代のユダヤ難民についての言及は見られない。

られ、11月2日の所轄長会報の場でも、その案でいくことが了承された。11月4日、實吉の業務日誌には、その場で採択された「支那方面艦隊機密第401号」の文言が転記されている。

11月4日

定例会報

支那方面艦隊機密第四〇一号

昭和一七.一一.二.支.方面艦隊參謀長

宛 軍ム局長 在滬猶太人対策実施ノ件通報

首題ノ件ニ関シテハ関係各部ニ於テ研究ノ結果 別冊「在上海猶太人対策実行案」ニ依リ実施ノコト>現地各機関ノ意見一致シ準備出来次第発動ノ運ト相成候条了知相成度

写 支那派遣軍總參謀長 上海陸軍部長 上海總領事 上海在勤海軍武官 在上海特命全權公使

(業務日誌に転写)

また、東京、市ヶ谷の防衛省防衛研究所史料閲覧室所蔵の文書中、この件に関する唯一の記録として検索にかかる文書によっても、この時の決定が陸軍省官房にも間違いないで伝達されていたことが確認される。

総参四第三六八号

在上海猶太人対策実行ニ関スル件報告 [「陸軍省 大臣官房 17.11.26」の押印]

昭和十七年十一月六日 支那派遣軍總參謀長 河邊正三

陸軍次官 木村兵太郎 殿

首題ノ件 現地関係機関協議ノ上 別冊ノ通り決定ノ上 実行ニ着手スルコ

ト>相成タルニ付報告ス

送付先 陸軍次官、参謀次長

(防衛省防衛研究所史料閲覧室所蔵文書)

ここで言及されている「別冊『在上海猶太人対策実行案』」そのものは発見されていないが、内容としては、久保田が立案し、實吉の裁可を経て提出された実行案の完成版と見て間違いあるまい。實吉としては、ここまでの手続きを周到になし終え、立案の段階は完了したと胸を撫でおろしたことでもあろう。

### 大東亜省の設置とその余波

ところが、このように海軍本省の合意もとりつけ、支那派遣軍総参謀長や陸軍次官への報告も終えて、いよいよ実行案に着手か、と思われた矢先、上層部からふたたび待ったの指令が舞い込んでくる。

11月5日 猶太人対策実行機構案 稍行き悩む

11月6日 司令部福地参謀を訪ふ 猶太人処理実施は戦争行為でないから軍部が直接手を出さぬがよし 大東亜省より主任を出し 特調は其の下で実地にやる様にしたら如何との事 (業務日誌より)

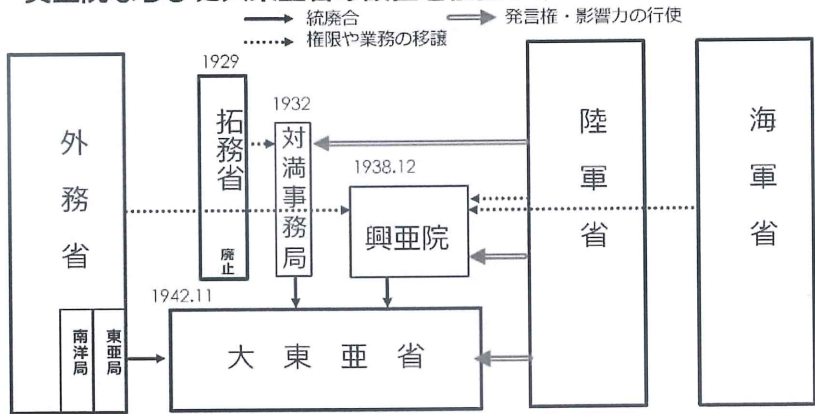
こうして、11月1日に発足したばかりの大東亜省が、以後、この件に関する責任主体となり、實吉が率いる海軍武官府特別調査部は、その実行部隊として事に当たっていくのが妥当である、というところに落ち着くのだった。

そこで、本論のこの個所において、大東亜省創設への言及が不可避となる。むろん、限られた紙幅でこの複雑極まりない省庁改組の経緯を汲みつくすことには無理が伴うが、種々の参考文献に依拠し、全体の流れを、おおよそ次のように図式化すること

ができる。

これは、一言でまとめるなら、日本がアジア一帯で軍事支配下においた地域にあって、その利権と管轄権を陸軍が徐々に独占していく歴史といつてよい<sup>2</sup>。その際、陸軍ならびに政権内の陸軍支持派は、外務省、拓務省など文民主体の官庁の影響力を極力排除し、同時に海軍にも大きな権限を振るわせえないような仕方です。省庁再編をリードしていく。たとえば、満州国の成立にともない、1932年に設置された対満事務局は、内閣総理大臣に直属し、関東庁や拓務省の業務を監督する機関として設置されたものであったが、陸軍が常にその主導権を握ろうとしてさまざまな軋轢が生じていた。また、1938年、日中戦争で得た領土での一元的な行政体制を築くことを主旨として設置され

### 興亜院ならびに大東亜省の設置と位置づけ



<sup>2</sup> 大東亜省の設置をめぐるについては以下を参照。外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』（下巻、原書房、1969年、第四編の二「大東亜省設置問題」の章）、防衛庁防衛研修所戦史室編『北支の治安戦（2）』（朝雲出版社、1971年、第三章の七「対支処理新政策への転換」中、「大東亜省の設置とその問題」の節）、『岩波講座 日本歴史 21 近代 8』（岩波書店、1977年、橋川文三による「大東亜共栄圏」の理念と実態」の章中、「大東亜省の問題」の節）、河原宏「アジア主義の制度化—対満事務局、興亜院、大東亜省の設置」（早稲田大学社会科学研究所『社会科学討究』第25巻2号、1980年）、馬場明『日中関係と外政機構の研究』（原書房、1983年、第十章「大東亜省設置問題」）。

〈論文〉「上海無国籍避難民指定居住区」の設置過程（菅野）

た興亜院は、陸軍省、海軍省、外務省から、それぞれ権限の一部を移管するかたちで発足したものでありながら、陸軍は、とくに外務省から権限を譲渡させた上で、その興亜院そのものを牛耳ろうとした。結局、1942年11月の大東亜省の新設は、海外領土における陸軍の独占指導体制の完成形ともいえるもので、進出地域における民間企業の利益を代表してきた拓務省を廃止し、対満事務局と興亜院を統合した上、外務省から東亜局と南洋局をいわば引き抜いて統合し、その全体に陸軍の強い発言権を及ぼそうとする動きだった。これにより、外務省に残されたのは、国際儀礼および条約締結の形式的手続きを司ることのみとなり、事実上、「お飾り」的な国家機関となってしまう。当時の外相、東郷茂徳が、これに異議を呈し、東条英機内閣の外相の座を辞する、という展開にいたったのも当然のことといえよう。

ここで本論の主題に戻り、ふたたび實吉の業務日誌に依拠するならば、この時、陸軍省とはまた別個の独立した省でありながら、陸軍の意を強く体した大東亜省が設置されたことで、實吉の指揮するユダヤ人指定居住区設置に向けた実行案も大きく翻弄されたことがわかる。

11月12日 午前 大東亜省事務所（領事館）に於て猶太人対策実行計画案に期する委員会あり 大東亜省主務となり 又従来の委員を改編 之に当たる事となる

11月17日 午前 領事館にて猶太人対策委員会あり 大東亜省にてやる事となる。

12月10日 司令部福地参謀に会ひ猶太人処理方針に関する意見を聞く 主務は大東亜省なるも 今迄通りカンバンは大東亜省とし 当方でやって呉れとの事。（業務日誌より）

振り返れば、先の10月12日、「陸軍にて別の案あり 待つて貰ひたい」という指



示があったのも、その前触れと解釈されなくもないが、11月初旬、陸軍の首脳部——現在の資料からは、その個人名などを特定するにはいたっていない——が、海軍主導のユダヤ対策に二度目の待ったをかけ、その主導権を海軍から新設されたばかりの大東亜省に移行させた上で、ユダヤ居留民対策においても陸軍の発言権を高めようとした形跡がうかがわれるのだ。

そもそも1937年の「第二次上海事変」以来、ユダヤ対策を含め、占領地域における行政上のさまざまな管轄権が海軍に委ねられてきたのは、蒋介石の国民党軍との熾烈な戦いで先陣を切った海軍の陸上部隊、すなわち上海海軍特別陸戦隊の功績が大であったことと関係が深い。陸軍としては、一度、上海の軍事占領が完了し、陸軍所属の憲兵隊の組織も整ったあとは、上海における陸上のさまざまな任務は陸軍のもとして一元化されるべき、と考えていた。かといって、海軍司令部の福地参謀の言葉にあるように、「猶太人処理実施は戦争行為でない」ので「軍部が直接手を出さぬがよし」という以上は、陸軍が海軍から、戦闘行為でないことに関わりのないユダヤ居留民対策をそのまま引き抜くことも不自然であるため、それを大東亜省に移管し、その上で、同省に対し、同件に関する陸軍の発言権を強めていこうとしたのではあるまいか。

だが、「陸軍にて別の案あり」といいながら、この時、陸軍の側に、實吉と久保田が策定中の実施案に代わるものがあったのか。また、さまざまな省庁から「継ぎ接ぎ」的にこしらえられた新設の大東亜省にも、上海のユダヤ居留民の処遇について、統一的な見解や実施案があったのか。本稿の筆者には、きわめて疑問に思われる。というのも、11月17日の實吉日誌には、たしかに「大東亜省にてやる事となる」と記されているが、約三週間後の12月10日には、「主務は大東亜省なるも 今迄通りカンバンは大東亜省とし 当方でやって呉れとの事」とあり、結局、ユダヤ居留民対策は、従来通り、海軍がまとめ上げてきた「実施案」に沿って進めることで、あっさりとは合意がなされているからだ。

## ふたたび指定居住区の設置に向けて

12月12日 総領事館にて猶太人委員会あり 中川領事 得平中佐 山口氏 其  
の他参集 猶太人対策具体案を審議す

12月18日 久保田囑託 領事館に行き中川領事に会ひ打ち合せをせし後 田  
内官補 及 田畑会計課長と滙山路警察に至り事ム所の具体的取りきめをなす

12月25日 久保田囑託 領事館、工部局警察のもの四名と移動区域境界線の猶  
太人家屋を全部調べ

12月29日 空地空房ノ実地調査 大体終了ス 仏租界及特別市政府地域独系  
猶太人名簿来る

12月30日 午後 関屋囑託帯同 滙山猶太人処理事ム所に行く、順調に進捗シ  
ツ>アリ（業務日誌より）

こうして12月12日、総領事館で、もう一度、関係部局の代表が一室に会して実行  
案を審議した上で、12月18日、やはり久保田が中心となり、滙山路工部局警察とも  
連絡調整の末、翌43年2月、「無国籍避難民処理事務所」として開設されることとな  
る事務所の用地選定など、具体的な準備が開始される。12月中には、移動地区として  
計画された地域にあるユダヤ人家屋の調査や、それ以外のフランス租界と上海特別市  
政府の管轄区域に住むユダヤ人の名簿の作成も進み、暮れも押し迫った12月30日、  
實吉は、「順調に進捗しつつあり」と日誌に記した。

同時に實吉は、1942年末時点での調査結果として、すでに指定居住区予定地内に住  
んでいるユダヤ人の数と、旧・共同租界、フランス租界、滬西地区のそれぞれから移  
動させるべき該当者の数も具体的に記録している。

昭和十七年十二月三十一日調 / 特定地域居住猶太人 七一二八

移動スベキモノ / 共同租界 三三八九 / 仏租界 一九七四 家族世帯  
数 595 家族者数 1575 独身者数 四九一 計二〇六六 / 滬西 五四  
九 — 増加ノ傾向アリ

市政府地域 特定地域内日本人 三八六〇

地域内半壊家屋 二七地区 三六三 (一軒ニテ多数容収シ得ルモノアリ)

(業務日誌、1942年12月31日の頁の裏面)

続いて、1943年に入ると――

1月2日 〇九三〇より領事館に於て猶太人処理委員会あり 布告文案其の他  
を審議す

1月9日 午前九時半より総領事館に於て猶太人処理委員会あり 布告文 及  
附帯告示事項を審議す (業務日誌より)

として、いまや半ば以上、大東亜省の出先機関と化した感のある総領事館において、  
「附帯告示事項」の策定に入ったことが記録されている。

ところが、陸軍からの介入は、この期に及んでも止むことがなかった。

2月5日 中川領事より布告につき陸軍最高指揮官(下村中将登部隊) 発令の手  
続をとりに赴きし処 同司令官は

- 一. 猶太人問題は慎重を要し軽々に取扱ふこと能はず
- 二. 中央の命令が来なければ自分としては布告発令し得ず
- 三. 具体的な方策を聞きたいとの事

右に関し 委員会には陸軍側委員も出席(登部隊は出さず陸軍より出席) 又  
一七・一一・二日 陸隊参謀長より軍務局長宛の報告写し等も行き居る筈 万事

〈論文〉「上海無国籍避難民指定居住区」の設置過程（菅野）

了解の事と予定せしに 今となつて右の中止ありたるは意外とする処、中川領事に而今ユキサツを聞き 次で司令部に至り 前任参謀に会ふ（福地参謀上京中）

同参謀は 委員会としては諸手続をとり 之迄審議せしを知らずと云ひ 今布告発令につき難色あるは意外の旨 中川領事より充分先方に訊すべきなりし、尚 委員会の方より軍司令官の中央への訓は急速に行はれる様されたしとの意味の言あり、又 海軍としては海軍最高指揮官は布告発令には全然同意の旨言明す。

2月7日 矢野総領事 中川領事 軍司令官 下村中将 参謀長 木下少将に猶太人処理問題の経緯を説明 又 現在ノ処理具体案 及 其ノ進捗ノ状況を話す。軍司令官は此問題は既に一年に近く審議せられ居るを知らず、昨十二月上海赴任前 参謀本部に行きしが 猶太問題につきては何等の話なく、何も承知せざりしは遺憾であった。中央の意見を早速電報承知すべしとの事なり

2月8日 中川領事より電話にて右事情を通知あり。司令部に行く

福地参謀 昨日は中央出張中の所 帰滬 丁度事ム室に在り 右の事情を話す。陸軍とは福山参謀を通し了解済の筈であったがそれは意外との事なり

つまり、布告予定日を間近に控えた2月5日、陸軍最高指揮官の下村定中将から出し抜けに実施中止の指令が届き、驚いた實吉が問いただしてみると、下村中将の方では、この一年、ユダヤ対策で話し合いが行われてきたことなど聞いておらず、そのような実施計画に青信号を出せないという。こうした陸軍の独断に、實吉の海軍武官府のみならず、支那派遣軍総参謀本部と上海総領事館も、一時、騒然となった様子がかがわれる。

最終的には、いささか呆気なくも、陸軍と海軍が連名で布告を出すことで事は収まり、予定どおり、2月18日に布告は出され、同日の日本語新聞『大陸新報』にも、一



## 〈論文〉「上海無国籍避難民指定居住区」の設置過程（菅野）

2月16日 ○九三〇 領事館に於て猶太人対策委員会あり 布告原案 英訳等  
又 発布の手段 日時等を話す。華文訳 英訳 共に大使館にて之をなし 華  
文英文は更に武官府 長谷川囑託、難波囑託に夫々見て貰ふ

2月18日 [日付に枠線あり]

無国籍避難猶太人に対する布告 新聞に発表せらる。午前 滙山警察内事ム所  
に至る 日本人の問合せに来るもの多し。(業務日誌より)

興味深いのは、この布告の主として、「大日本陸軍最高指揮官」が「海軍最高指揮官」に先んじて掲げられていることだ（上掲記事、左下）。しかし、實吉の業務日誌からその舞台裏を窺う限りにおいて、これは海軍の側から陸軍の沽券を重んじてやった結果であり、陸軍は、実のところ、この布告の立案、検討にほとんど関わっていなかった実情が明らかとなる。残る疑問は、この時、この件に関する主務が大東亜省であり、大東亜省を「カンバン」として、實吉の海軍武官府特別調査部が実行部隊となつて事に当たることが了解されていたのならば、なぜ、ここに大東亜省が名を連ねなかつたのか。むしろ、陸軍、海軍ではなく、大東亜省が単独で、省令としてこの布告を打ち出すの順当だったのではないか、という点であるが、これについては、本稿の筆者もいまだ明確な答えが見いだせていない。

### 「ユダヤ人」の定義

ここまで見てきたとおり、實吉文書ならびにそこで言及されている内部資料の題名において、当初から「猶太人対策」という表現が用いられていながら、1943年2月に設置された「上海無国籍避難民指定居住区」と、それを管轄する「上海無国籍避難民処理事務所」の名称には「猶太」の語が用いられなかった。1943年2月18日の布告において、指定居住区への移動が義務づけられる住民の定義は――

独逸国(旧奥太利「チエツコスロバキア」を含む) 洪牙利及旧波蘭「ラトビア」  
「リトアニア」「エストニア」等より昭和十二年以降現在迄に上海に到来せる避  
難民にして現に無国籍なるもの

とされたが、この対象者の定義に関わる文言を含め、布告の全文をつうじて、ただの  
一度も「猶太」の語が現れない。これは一体なぜなのか。

たしかに、實吉が、みずからユダヤ問題に関する情報を整理するため備忘録として  
用いていたとおぼしきリング・ファイルのある箇所(日付不明)には次のような記載  
があり――

[昭和] 16年3月 ユダヤ問題時報22

[中略]

和蘭駐在独逸総官セイス・インカード猶取締要諦

1. 猶太人ノ定義=猶太人トハ祖父或ハ祖母カ例ヘ一時的ニセヨ猶太教ヲ信奉  
セシコト明カナルモノノ総テトス

(リング・ファイルより)

實吉が、『ユダヤ問題時報』<sup>3</sup>の旧号からナチス・ドイツにおける「ユダヤ人」の定義  
を転写し、参考にしようとした形跡をうかがわせ、また、業務日誌のある箇所から  
も――

上海ニ於ケル猶太人ノ定義(特調ノ内規)

---

<sup>3</sup> 『ユダヤ問題時報』は、満鉄調査部特別調査班の編により1937年頃から隔月で出版されていた、  
おそらく内部回覧用の刊行物である。今日、東京大学、東北大学、京都大学に、それぞれ17号、  
22号、23号のみが所蔵されている。

〈論文〉「上海無国籍避難民指定居住区」の設置過程（菅野）

- 一、猶太人ノ血統ニ属スルモノ
- 二、右ノ配偶者 及び 其ノ間ニ出生セルモノ
- 三、猶太人ト称スルモノ（避難猶太人ハ皆然リ）
- 四、猶太人ノ組織スル協同団体ニ加入セルモノ
- 五、猶太教ヲ信奉セルモノ

（業務日誌、1942年12月13日の頁の裏面）

として、實吉が久保田勤らと合議の上、特別調査部独自の「内規」を定めていたこともわかる。

しかし、海軍省の上層部や他の関係機関とも協議の末、實吉が、設置予定の居住区を「上海猶太人指定居住地」などとは名づけなかった理由や経緯は、今回発見された一連の文書から必ずしもはっきりと読み取ることができない。考えられる理由としては、「ユダヤ人」という呼称を行政用語として採用した場合に予想される種々の混乱に加え、まず「ユダヤ人」を対象とし、そこから白系ロシアの非ソ連国籍ユダヤ人を差し引くという手順よりも、「無国籍者」という括りのなかから、ただし1936年以前に上海に到来した者は除くとして、「ロシア」「ソ連」という地名、国名を用いることなく、事実上、白系ロシア・ユダヤ人を対象から外すことの方が、より明快であり、当時の日ソ関係の機微に照らしても順当であるとの判断が働いた可能性が推測されるが、この点については、今後の資料調査の深化に期するほかない。

結果的に、實吉は、「ユダヤ人」という言葉を正式な行政用語としては採用しないという判断により、布告の発布時、当のユダヤ難民の代表者たちから謝意を示されることになる。

1943年2月19日

猶太人、ゲマインデ 及 アシケナジの既に会合協議せる模様なり



ゲマインデの代表者来り 慇懃なる態度にて応対 反へつて絶大なる礼を云ふ(例せば 猶太人なる文句を用ひざりし事 又 制限なる文字を用ひゲッター(隔離地域)を作ると云ふが如き事を云はざりし点、など)(業務日誌より)

實吉の業務日誌や書簡をつうじて「ゲッター」という言葉が見えるのは、わずかにこの一か所のみであり、しかも、それが指定居住区設置公布の翌日、当のユダヤ難民たちの口から発せられている点が興味深い。「ゲッター」の明確な定義はさておき、一般に、元難民たちの回想や歴史家による著述のなかで「上海ゲッター」という表現が固定して久しいなか<sup>4</sup>、それが奈辺において真にその名に値し、また値しなかったのかという評価は、今後、日本当局による指定居住区の運営の仕方そのものを検討するなかで下されるべきであろう。

## まとめ

本稿のまとめとして、以下の五点を掲げることができる。

(一) 先行する二つの拙稿のなかでも結論として得られていたように、「上海無国籍避難民指定居住区」の設置には、ナチス・ドイツほか、他国からの示唆や介入があった形跡は認められないこと。

(二) 指定居住区の設置に向けて実地で努力を重ねたのは、實吉と彼の部下、とりわけ久保田勤であったこと。

(三) 1942年11月、大東亜省の新設は、この居住区の設置に向けた推進力になるどころか、逆に二か月ないし三か月、その実施を遅らせる意味しか持たなかったよう

---

<sup>4</sup> 上海のユダヤ難民を扱った書物として最初期の一冊、ハーマン・ディッカー『極東の彷徨者と定住者』中でも、すでに「上海ゲッター」という言葉が採用されている。Herman Dicker, *Wanderers and Settlers in the Far East. A Century of Jewish Life in China and Japan*, New York, Twayne Publishings, Inc., 1962, p.115.

であること。

(四) 従来の研究においては、この居住区設置の最高責任主体がどの部署であったのか、資料の欠如により不明確であったが、實吉文書から判断して、その責任主体は、名義上、大東亜省であり、実質上の担当部署が海軍武官府特別調査部であったことが判明した。

(五) その上でなお、この布告の主として大東亜省が名を出さず、かわって陸軍が真っ先に名を連ねているのはなぜか、という点については、今後の事実解明が待たれる。

今後、實吉文書のさらなる分析から、居住区設置後、その運営が具体的にどのような行われたのか、また、實吉自身におけるユダヤ観に、この間、いかなる変化や深化が見られるか、見極める作業を続けていかなければならない。

査読者：市川 裕・向井 直己

\*本研究は JSPS 科研費、平成 29～令和 2 年度、基盤研究(C)(1) 課題番号 17K02041 ならびに平成 30 年度～令和 4 年度、国際共同研究加速基金（国際共同研究強化(B)）課題番号 18KK0031 の助成を受けたものである。

## 文 献

Kranzler 1976 : David Kranzler. *Japanese, Nazis and Jews: The Jewish Refugee Community of Shanghai, 1938-1945*, New York, Yeshiva University Press, 1976.

阿部 2002 : 阿部吉雄「上海のユダヤ人ゲットー設置に関する考察」、九州大学大学院言語文化研究院『言語文化論究』第 15 号、2002 年、45-59 頁。

関根 2010 : 関根真保『日本占領下の「上海ユダヤ人ゲットー」—「避難」と「監視」

『京都ユダヤ思想』第11号

の狭間で』、昭和堂、2010年。

菅野 2018：菅野賢治「日本軍政下の上海にユダヤ絶滅計画は存在したか——柴田貢とヨーゼフ・マイジンガーの周辺」、京都ユダヤ思想学会『京都ユダヤ思想』第9号、2018年6月、68-89頁。

菅野 2019：菅野賢治「日本軍政下の上海にユダヤ絶滅計画は存在したか（続）——實吉敏郎・海軍大佐の未公開文書より」（同10号、2019年8月、6-35頁）。

菅野 2020：菅野賢治「『大陸新報』に見る戦時期上海のユダヤ社会——(2)1939年5～8月」、東京理科大学『東京理科大学紀要（教養編）』第52号、2020年3月、257-274頁。

The Process of establishment  
of the Designated Area for Stateless Refugees in Shanghai  
— As described in the unpublished documents  
of the Naval Captain Toshiro Saneyoshi —

Kenji KANNO

Stemming from the insight, gained in my previous work, into the fictive nature of the plan for Jewish extermination in wartime Shanghai, the present account will elucidate the process of establishment of the Designated Area for Stateless Refugees, so-called ‘Shanghai ghetto’ (18 February 1943). A day-by-day description of this process was enabled by the newly discovered documents of the Japanese Naval captain Toshiro Saneyoshi (1886-1973), who led the Special Investigation Department in the Naval Attaché’s Office in Shanghai from April 1942 to June 1943.

Analysis of these first-hand documents corroborates the conclusion that I reached in my previous work for the non-existence of interference by the Nazi authorities in this policy decision. It was on the initiative of Saneyoshi and his subordinate Tsutomu Kubota (1895-1975) that the plan of the Designated Area was conceived, embodied and executed, as they sought direction from the Naval General Staff Office and meticulously conferred with the Ministry of Foreign Affairs, the Ministry of Army, as well as the Ministry of Greater East Asia, newly formed on 1<sup>st</sup> November 1942.

As to whether or to what extent this Designated Area deserved the appellation of ‘ghetto’, the answer is to be found through further analysis of Saneyoshi documents posterior to February 1943.